

消防試験研究センターだより vol.359

Voice...3

2017



top

工業高校における資格取得と危険物取扱者試験

こだま

茨城県立波崎高等学校 「本校の取り組みについて」

支部の広場

岐阜県支部からお届け



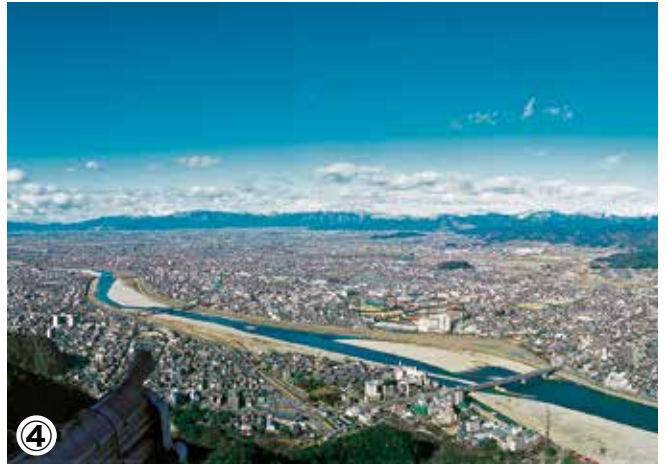
①



②



③



④



表紙によせて

今回は、岐阜県が世界に誇る“遺産”をご紹介します。

ユネスコ世界文化遺産

白川郷合掌造り集落／表紙上段

白川郷の合掌造り集落は、厳しい気候風土を耐え抜く先人の知恵が詰まった独特の家屋が遺る村落です。この地域では、伝統的な農村文化が守られ、「生きた世界遺産」として、現在も人々の生活の場として使われています。

写真提供：白川村

ユネスコ無形文化遺産

高山祭の屋台行事／表紙下段

高山祭は、4月14・15日の「山王祭」と10月9・10日の「八幡祭」の総称で、高山の人々に大切に守り継がれてきました。「動く陽明門」とも称される飛騨の匠の技を凝らした豪華な屋台が、春には12台、秋には11台曳き揃えられます。夜になると、それぞれの屋台に100個にも及ぶ提灯が灯され、艶やかに夜の闇を彩ります。

写真提供：高山市

ユネスコ無形文化遺産

①古川祭の起し太鼓・屋台行事

毎年、4月19・20日に、気多若宮神社の例祭として行われる伝統神事で、古式ゆかしい「御神輿行列」に、動の「起し太鼓」と静の「屋台行列」を含めた三大多行事で構成されます。起し太鼓では、「古川ヤンチャ」と呼ばれる男たちが激しくぶつかり合い、勇壮な祭りが展開されます。

写真提供：飛騨市

ユネスコ無形文化遺産

②大垣祭の軸行事

大垣まつりは、大垣城下町の総氏神であった八幡神社が再建整備された折、10両の軸を造って曳き出したのが始まりとされます。360年余の伝統を誇り、13両の軸が城下町を練り歩き、華麗な祭絵巻を繰り広げます。夜宮では、提灯が灯され、奉芸や軸の回転が行われた後、曳きわかれします。

写真提供：大垣市

ユネスコ無形文化遺産

③本美濃紙

本美濃紙は、1300年余の歴史を誇り、奈良の正倉院には大宝2年(702年)の美濃の国の戸籍用紙が所蔵されています。その柔らかい味のある温雅な紙色と、繊維が縦横に整然と絡み合う美しさは、伝統の技とともに今に受け継がれています。

写真提供：美濃市

世界農業遺産

④清流長良川の鮎

「清流の国ぎふ」を代表する長良川。流域に86万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら、流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育っています。清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結び付いています。この長良川の象徴である鮎が、世界農業遺産に認定されました。

写真提供：岐阜市

002

top

工業高校における資格取得と危険物取扱者試験

公益社団法人全国工業高等学校長協会事務局長

山田 勝彦

005

こだま

茨城県立波崎高等学校 本校の取り組みについて

007

支部の広場

岐阜県支部からお届け

009

topic

年中行事と旧暦の話(その8)

山下 茂

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授

元自治省(現・総務省)消防大学校長

事業所の特色紹介と危険物取扱者等試験資格取得の取り組み

合格体験記

015

消防庁の通知・通達等

017

業務報告

12・1月の試験実施結果・免状作成状況

3 Voice...

消防試験研究センターだより

2017 March vol.359

工業高校における資格取得と危険物取扱者試験

1 はじめに

わが国の少子高齢化の影響による生産年齢人口の減少は、工業生産で経済を支えてきた「ものづくり立国」として工業生産力の低下は国力に関わる喫緊の課題である。2018年問題と言われる18歳の人口減少で大学も学生確保に危機感を抱いている。一方、工業高校においても生徒数の減少と卒業後の就職者が同様に減少することは必至であり、ますます企業の求める若年労働者の確保は難しくなる。地方創生が叫ばれる中、地域産業を支える人材育成を図っている工業高校の生徒数は、20年前ほど前まで高校の約20%を占めていたが、現在は、7.7%（約25万人）まで減少している。工業高校は、生徒数の減少に伴う学校の統廃合や学科の募集停止など厳しい状況にあるが、そのような中でも危険物取扱者試験をはじめ各種の資格取得等で実践的なスキルの習得に多くの工業高校生が取り組んでいる。

2 工業高校の就職状況

工業高校の就職内定率は87.8%（平成28年10月末現在、12/16文科省発表、前年同期比+0.9ポイント）と他学科と比較して極めて高い（12月末には97~98%と推定される）。生産年齢人口の減少による建設業、製造業の深刻な人手不足から、工業科への求人は多く、地区によって差はあるが、求人倍率は10倍を超えているところも多くある。わずかな未定者は、二次募集以降、希望する職を探している者、成績不振により就職試験を見送っている者と思われるが、3月末には進路決定し、内定率はほぼ100%になる。工業科の就職希望者数は約5万5千人、就職希望率は近年微増の傾向にある（平成23年3月卒61.1%→平成28年3月卒67.6%）。

一方、普通科の大学進学率は64.1%に上るが、入学後の大学中退者は79,311人、休学者は67,654人（平成26年2・3月調査、文科省発表）もいるという。その多くは非正規雇用にならざるを得ない状況もある。若年を有効な産業人材として活用するには、学校と企業が連携して社会で必要とする基礎的スキルを身に付けた技術者として育成し、希望をもって入職できるシステムを整備する必要があると考える。



山田 勝彦 やまだ かつひこ
公益社団法人全国工業高等学校長協会
事務局長

3 工業高校の資格取得状況

かつての日本における職業資格取得は、企業内研修で国家資格や技能検定などを取得させてきた。工業高校は、工業技術の基礎的な知識や要素作業を中心に指導してきた。その後、高度経済成長期を過ぎ、企業が社内教育による人材育成から即戦力の人材確保を求めるようになり、工業高校においても職業スキルとしての資格取得や技能検定などへの受験を指導の中に組み込むようになってきた。このような社会の変化の中、本協会は、ものづくりスキルの向上では「高校生ものづくりコンテスト大会」の開催を企画し、資格取得や各種検定試験では「ジュニアマイスター顕彰制度」を創設して全国の工業高校を啓発する施策を実施している。

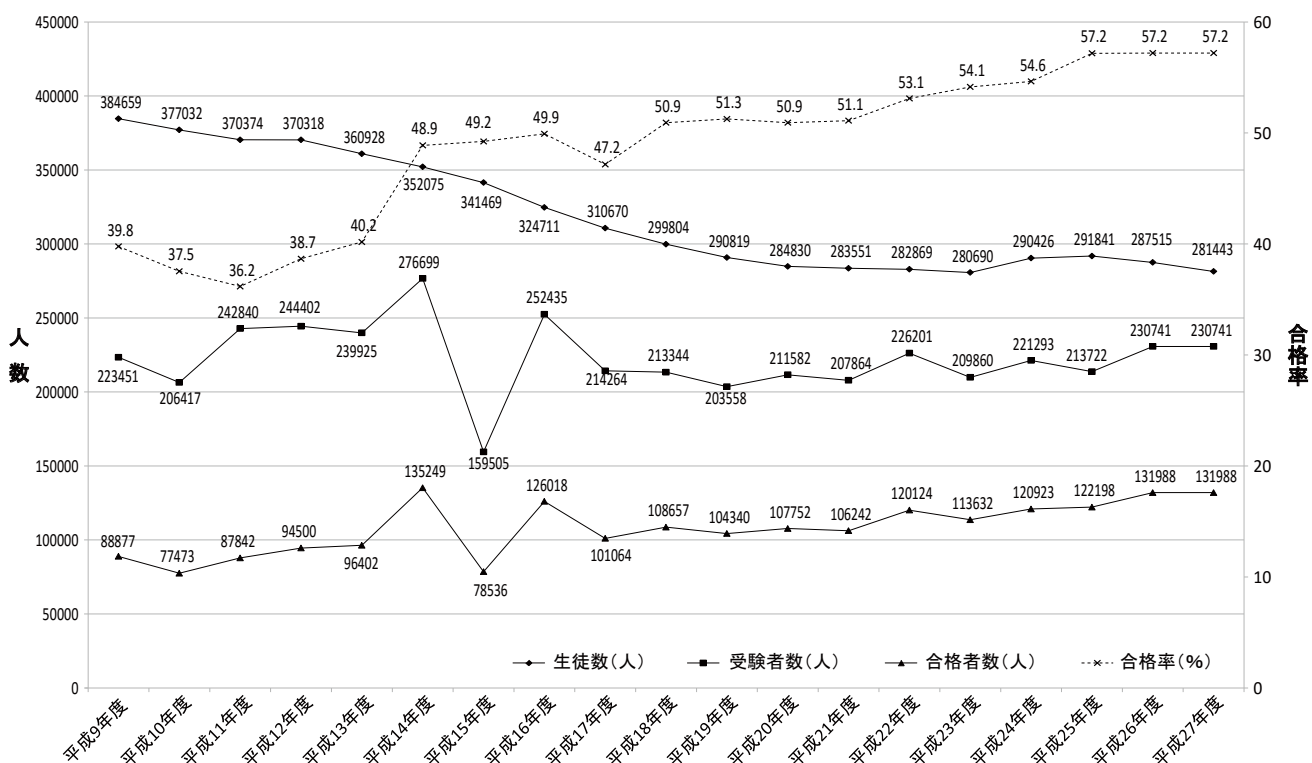
平成9年度から27年度にまでの工業高校の国家資格取得状況を図1に示す。生徒数は年々減少している。それに伴い受験者数も減少しているが、合格率は増加しており、合格者数は20万人余りで安定していることがわかる。

4 工業高校における「ジュニアマイスター顕彰制度」と資格取得

当協会では、生徒の国家資格得状況を把握し、工業教育活性化と工業高校の啓発を目的とし平成2年度から会員校に調査を依頼し、集計結果を全工協会機関誌「工業教育」に掲載している。

また、工業系学科の生徒が職業資格取得や技能検定等に合格し、工業に関する知識・技術・技能を習得して、自信と誇りを持って産業界で活躍できることを奨励する目的で、平成13年度から「ジュニアマイスター顕彰制度」を創設した。この顕彰制度は、資格取得等に努力した成

■図1 国家資格取得調査経年変化(平成9年度～平成27年度)



果を自他共に認める制度あり、工業高校の活性化とレベルアップにつながっている。

5 工業高校における危険物取扱者受験の状況

工業高校生の危険物取扱者試験を受験する目的は、将来就きたい職種に関わる資格として取得したいものと、工業の安全スキルとして学びたいものがある。専門学科の枠を越えて自分の学科と直結しない生徒も多数受験している。これは将来工業分野の仕事をするとき必要な安全スキルであることを自覚して受験していると思われる。また、本協会の「ジュニアマイスター顕彰制度」の認定ポイントにも含まれていることから、多くの工業高校生が受験していることも推測される。危険物取扱者の受験は、ジュニアマイスター顕彰制度スタート当初は、工業高校の工業化学系学科の生徒を対象にして区分表を整備したが、実際には機械系、電気系、情報系、建設系等ほとんどの学科の生徒が受験するようになった。このことは、資格レベルを設定した区分表作成時の予想をはるかに超えることであった。工業化学系学科以外の教

員や生徒においても工業関係の国家資格の中でも危険物取扱者資格が有用なものであると意識している証明と言える。

しかし、最近の受験状況を見ると、少子化に伴う生徒数減に比例して受験者数が減るとともに合格数(率)も低下している傾向が見受けられる。この原因として考えられることは、一つには受験指導する教員の不足があげられる。生徒を受験させるためには、教員が危険物取扱者試験の内容について熟知するとともにその有用性を理解して熱心に指導する必要がある。どのような資格取得や技能検定も生徒の自学自習のみで合格することは難しい。講習修了証のように受講すれば比較的安易に取得できるものもあるが、危険物取扱者は、現場業務の安全にかかわる重要な資格であり、内容を理解するためには時間をかけた受験対策が必要である。そのためにも指導者の育成が急務であると考えられる。すでに各地において関係団体主催で教員対象の説明会等が開催されているようである。このような活動が充実して多くの指導者が育ち、さらには受験者が増えることを期待している。



■表1 平成27年度工業高校生の受験者数の多い国家資格等

順位	国家資格名	受験者(人)	合格者(人)	合格率
1	危険物取扱者 乙種4類	52,879	10,860	20.5%
2	電気工事士第2種	24,081	14,516	60.3%
3	ガス溶接技能講習修了者	18,884	18,136	96.0%
4	危険物取扱者 丙種	12,331	6,258	50.8%
5	アーク溶接特別教育修了者	9,536	9,337	97.9%
6	小型車両系建設機械運転特別教育講習修了者(3t未満)	6,248	6,230	99.7%
7	危険物取扱者 乙種6類	6,066	3,461	57.1%
8	工事担任者DD第3種	5,885	2,669	45.4%
9	電気工事士第1種	5,453	2,516	46.1%
10	危険物取扱者 乙種1類	5,068	3,118	61.5%
11	危険物取扱者 乙種2類	4,352	2,737	62.9%
12	フォークリフト運転技能講習修了者(1t以上)	4,303	4,262	99.0%
13	危険物取扱者 乙種3類	4,104	2,548	62.1%
14	危険物取扱者 乙種5類	4,081	2,447	60.0%
15	ボイラー取扱技能講習修了者	3,942	3,847	97.6%
16	ボイラー技士2級	3,812	1,721	45.1%

■表2 危険物取扱者の受験状況

	甲種		乙種1類~6類の合計		丙種	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成25年度	631	172	84,138	30,146	11,167	5,692
平成26年度	850	234	85,684	28,968	12,501	6,102
平成27年度	642	118	76,550	25,171	12,331	6,258

6 教養としての安全スキル

各種の技術・技能のレベルを証明する国家資格等には、法規で定められ、免許や資格認定がなければその業務に従事できない資格と、個別職種の技術・技能を客観的に評価し、自身のスキル向上を目指す技能検定がある。様々な業務や作業が安全に行われることを保障するために重要な制度である。危険物取扱者試験は前者の資格であり、ガソリンスタンドの業務やタンクローリーで石油製品や各種薬品などを運送するなどの業務等には必要不可欠な資格である。工業高校生は、在籍中に実験・実習等で時には危険な作業を伴う体験をする。また、危険物取扱者の資格を取得して危険物に対する知識も身に付けて様々な職場で活躍している。このことは安全スキルの教養として、事故防止にも少なからず貢献しているのではないだろうか。

昨今、安全に対する初歩的な知識や経験不足によるミスから災害が発生している。最近では、東京明治神宮外苑で開催されていたイベントの展示物で照明に使っていた投光器の熱によって木くずが燃えて出火、展示物の中で遊んでいた男児が全身にやけどを負って死亡した痛ましい事故があった。工学部の大学生であっても危険に対する実体験が不足しており、知識があっても、条件によってどのような事態が発生するかを予想できないのであろう。ある大学教授が「実験で赤熱した鉄の温度が少し下がり黒くなったところ、学生がすぐに素手で触ろうとした」ということを話していた。色が黒く変わっても数百度の高温である。まさかこんなことも知らないのかと教授も驚いたそうである。危険物に関わらず、工業関係の業務には様々な危険が隣り合わせで存在している。すべてのことを経験することはできないにしても基本的な安全に対する知識とそれに関わる資格は、工業技術者の教養として必要不可欠なものである。

7 おわりに

総務省や消防庁の公表している事故概要等を見ると事故に至った原因や事例は多く示されているが、危険物取扱者の有資格者の知識や取り組みが事故防止に有用であるかを示す事例は見られない。危険な事例とともに安全対策には危険物取扱者資格が有用であることを示す事例を前面に出せないものであろうか。

万一、事故が発生すれば人命を危険にさらし、環境を汚染し、地域社会に大きな被害を与え、企業は、莫大な損害を被り大きな責任を負うことになる。このような視点からみれば、技術者だけでなく、経営者をはじめ現場で働くすべての従業員に対する安全と事故防止に対するスキルアップの資格として危険物取扱者試験が大いに活用されることを期待する。

また、現在は様々な工業製品や化学薬品・化学製品が世の中に出回っている。生活の中の安全を考えれば、工業高校生のみならず、すべての高校、専門学校・短大・大学、文系・理系を問わず、教養として安全スキルを教育の中で取り扱い、多くの人が危険物取扱者資格を取得して、安全な社会づくりの一員となることを願いたい。



茨城県立波崎高等学校

本校の取り組みについて

二宮 晋平 (にのみや しんべい)
茨城県立波崎高等学校
機械科 教諭

1. はじめに

昭和39年に地元の鹿島臨海工業地帯に人材を輩出することを目的に創立され、普通科2クラス、機械科2クラスで普通科と工業科の併設校としてスタートした。その後、幾度かの学科改編を経て、現在は普通科2クラス、機械科、電気科、工業化学・情報科が各1クラスの合計5クラスで1学年の生徒数200名となっている。

工業化学・情報科は、工業化学と情報技術のコースとなる。本校の卒業生(約13,700名)は、地元企業の中核として活躍しており、それを目標に入学してくる生徒が多い。さらに、ここ数年は朝学習(全校生徒)の実施などの取り組みから基礎学力が向上し、国立大学等の進学者数も増加し、入学の段階から目的意識の高い生徒が増えている。

進路指導では、キャリア教育の推進として、外部や卒業生講師による講話、デュアルシステム・インターンシップ・大学との連携、安全防災ゼロ災害KYT研修(1学年全員)などを実施している。進路状況は、就職6割・進学4割である。

生徒指導では、目標に挨拶・時間厳守・整理整頓、そのほか携帯電話・スマホの校内持ち込み禁止など基本的な生活習慣の確立に努めている。出席率が高く、平成27年度卒業生は皆勤68名で全体の37%であった。本校の特徴として部活動の加入率が非常に高く90%を超える。空手道部の関東大会出場、陸上部、電気部のものづくり競技会(電気工事部門)全国大会出場をはじめ各部活動の活躍が見られる。ちなみに、本校校歌の作詞は、谷川俊太郎氏である。

本校機械科では、地域への貢献と学校のPRを兼ねて、平成21年より近隣の小・中学校から希望のあった作品を課題研究で製作し寄贈している。

2. 課題研究

課題研究では、近隣の小・中学校の教育活動で活用する物品を製作テーマとすることにより、生徒の製作意欲の喚

起と3年間学んだ技術力の向上を図る。また、市内の多くの児童生徒に製作作品に接してもらうことにより、「ものづくり」に対する興味関心を引き出し、「もの」を大切に使う心を育てたいとの思いで行っている。

本校は2学期制であるため、前期は実習を行い、後期は課題研究を行っている。そのため、作品製作の依頼は4月となる。課題研究では、「作品製作」・「調査・研究」・「現場実習」・「資格取得」の4項目があり、生徒の自主性・主体性を重視し選択制となっている。本年度は、小学校5校、中学校1校から希望があり、全ての作品を製作することに決めた。依頼された製作作品は、傘立て・ゴミステーション・踏み台・逆上がり補助板・朝礼台・雑巾掛けの6品である。ガイダンス、話し合いを経て製作物を決定している。

3. 過去に依頼され製作した作品一覧

当初は鉄で依頼作品を製作していたが、平成25年度は依頼した小・中学校からの希望もあり、アルミを使用した。それ以降、防錆、軽量化のためアルミを使った作品が増えてきている。

鉄を使用した作品例



跳び箱の台車



ストラックアウトのボード



リヤカー

アルミを使用した作品例



リヤカー



朝礼台



ゴミステーション

その他の課題研究のテーマとして、部活動に必要な物や学校に必要な物を製作したり、プールの日よけや渡り廊下の壁の修繕等も行っている。



テニス審判台



学校用門扉



防球ネット

4. 寄贈式

2月に依頼を受けた作品を製作した本校生が各学校へ訪問し、児童・生徒との交流を図っている。寄贈式では、本校生が児童の前で、製作時の苦労や工夫した点などの話をし、児童の代表からは感謝の言葉やお礼の言葉をいただき、充実感や達成感を得ることができた。また、児童・生徒共に「ものづくり」に対して興味関心を高めることができ、「もの」を大切に使う心を育てるまたとない機会となった。校長先生や教頭先生からお礼や励ましの言葉をいただき、生徒はとてもうれしそうであった。



小学校の寄贈式の風景

生徒たちは、使用する人のことを考え、安全・安心を第一に考えて設計し、自ら率先して製作する姿が見られた。細部にわたり工夫を重ね怪我をしないように気を遣いながら製作している生徒の様子から、「ものづくり」の楽しさを体感できたと感じる。生徒が製作した作品を、小中学校の子どもたちに使用してもらい、喜んでもらい感謝の言葉を直接聞くことができ、生徒たちは充実感や達成感など、期待していた以上の成果を得ることができた。生徒たちの興味関心を引き出し、自ら問題を解決していくことで、より一層の成長を図れる「ものづくり」の体験はとても大切だと改めて感じた。

5. 資格取得の現状

昭和39年に地元の鹿島臨海工業地帯に人材を輩出することを目的に創立され、普通科2クラス、機械科2クラスで普通科と工業科の併設校としてスタートした。現在は普通科2クラス、機械科、電気科、工業化学・情報科が各1クラスの合計5クラスである。平成25年度より8時15分登校

を奨励している。現在では「朝学習」として定着している。朝の学習では、基礎学力の向上を図るのと、各種資格取得にむけて各科が取り組んでいる。資格取得では、各学科の特色を生かして、様々な資格取得に取り組んでいる。前にも述べたように、化学コンビナート工業地帯であり、危険物取扱者試験は本校でも奨励している。学科の壁を越えて、受験しやすい環境を作っている。毎年2回、本校会場で危険物取扱者試験を行っている。受験者数は毎年100名を超え、就職を希望している生徒は積極的に受験をしている。合格者も少しずつではあるが増加している。また、甲種試験にもチャレンジする生徒もおり合格者もでている。

各学科が特色を生かして、その他の資格取得にも取り組んでいる。第二種電気工事士、二級ボイラー技士、ガス・アーク溶接など各科の学習内容にあわせて積極的に取り組んでいます。普通科の生徒も積極的に受験をしている。また、資格取得により、ジュニアマイスター表彰制度の称号を受ける生徒もいる。

■茨城県立波崎高等学校の危険物取扱者試験受験の状況

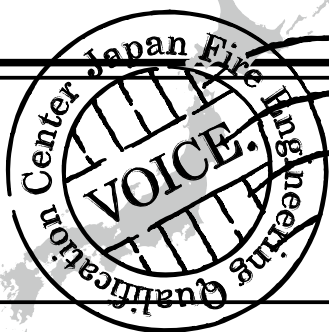
単位：人・%

種類	受験者	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
甲種	受験者	1	3	2	1	1	1	0	0
	合格者	0	0	2	0	1	0	0	0
	合格率	0	0	100	0	100	0	—	—
乙種	受験者	179	166	211	174	168	152	142	139
	合格者	67	69	64	48	34	39	37	44
	合格率	37.4	41.6	30.3	27.6	20.2	25.7	26.1	31.7

※ 丙種については受験実績なし

6. 最後に

資格を取得するには、計画的な準備が必要となってくる。生徒も合格を目標に計画を立てて実践をしてほしい。教員も更なる指導の工夫と充実を図って行かなければいけない。各種検定や資格取得は普段の学習活動の一環であり、学習意欲が高まる大変良い機会であると同時に、生徒が自信を持ち更に資格にチャレンジする原動力となる。その延長線上に様々な試験（大学・就職）があるため、進路を決定するときには、この努力が実を結ぶと考える。これからも生徒のやる気を育み、専門的知識を身に付けさせ、鹿島臨海工業地帯で中核となる人材、地域に貢献できる人材になってほしいと思う。



支部の広場

岐阜県支部からお届け

はじめに (岐阜県の概要)

岐阜県は、「飛山濃水」といわれているように、海拔3,000メートル級の北アルプスを望む飛騨地方から、木曾川、長良川、揖斐川をはじめとする日本有数の清流によって形作られた濃尾平野が広がる美濃地方の海拔0メートル地帯まで、山と水の織りなす素晴らしい自然に恵まれた県です。

県内には、1,300年以上の歴史を誇る「長良川の鶺鴒」、天下分け目の「関ヶ原古戦場」、中山道の宿場町、高山祭で知られる「飛騨高山」、合掌集落が残る世界遺産「白川郷」、水の町として知られる城下町「郡上八幡」、日本三名泉「下呂温泉」をはじめとする数多くの温泉など、様々な観光地があり、四季を通じて見どころ満載です。

また、表紙で紹介した様に、県下には世界に誇る“遺産”が多数あります。

最近では、岐阜県を舞台にしたアニメの上映が相次いでおり、大ヒットした「君の名は。」では、一部イメージとして岐阜県飛騨市にあるJ R飛騨古川駅、飛騨市図書館、バス停などそっくりの風景が映画に登場します。

また、映画「聲の形」は、大垣市出身の漫画家、大今良時さんの漫画「聲の形」を原作とする劇場アニメで、作中に登場する地名は架空のものですが、大垣公園や駅通りなど、大垣市をモデルとする風景が多く登場します。

両市には、実際の風景を見ようと多くのファンが訪れています。

支部の状況

当支部は、J R西岐阜駅から南へ2キロ、岐阜県庁から徒歩5分の距離にあります。

職員は、支部長・副支部長と、2名のベテラン女性職員で構成しています。来客・電話応対ともに、親切丁寧をモットーに業務にあたっています。

職員の雇用環境も、年々大きく変化してきています。「組織は人なり」であり、今後とも優秀な職員を継続的に確保していくためには、本部と支部が連携し、状況の変化に対応した柔軟な人事運営が望まれます。

試験業務の概要

1 危険物取扱者試験

一般試験は、5月、6月、11月、2月の年4回、高校及び大学を会場として実施しています。特定試験は、従来から消防学校及び刑務所において実施していますが、今年度から希望のあった高校2校において、新たに高校生を対象とした特定試験を当該高校で実施しました。

受験申請者は、平成14年度の14,863人をピークに年々減少し、平成25年度に1万人を割り、昨年度は8千人台となっています。

■表1 危険物取扱者試験受験申請者数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
甲種	484	419	378	357	406
乙種	8,979	8,988	8,571	8,625	7,906
丙種	792	628	489	441	495
計	10,255	10,035	9,438	9,423	8,807
うち高校生	5,178	4,647	4,399	4,090	3,777
比率(%)	50.5	46.3	46.6	43.4	42.9

減少の原因の一つとして、少子化があげられていますが、少子化の進行は確実ではありますが緩やかであり、ここ5年間の短期で見ると、本県の中学校卒業生数は微増、県立高校の入学定員は120人の減、農業科・工業科は定員減なしですが(表2)、それに対し高校生(他県を含む)の受験申請者数は、1,401人減と大きく減少しています。(表1)

平成18年度から平成27年度の10年間で見ても、本県の中学校卒業生数は21,229人から20,705人の524人減であるのに対して、本県高校生の受験申請者数は6,641人から3,092人の3,549人減で、10年間で半減しています。

これらのことから、少子化だけでは説明のできない要因についても考慮していく必要があると考えています。

■表2 県立高校入学定員等の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
中学校卒業生数	20,651	20,996	20,560	20,795	20,705	
県立高校定員	普通科等	12,280	12,520	12,200	12,320	12,160
	農業科	960	960	960	960	960
	工業科	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840
	計	15,080	15,320	15,000	15,120	14,960

2 表彰の状況

高校生等で、危険物取扱者試験の甲種及び乙種全類の合格者に対し、支部長表彰を行っています。ここ5年間で表彰者数は約半減しており、ここでも、高校生等のチャレンジ意欲の減退がみられます。

■表3 年度別表彰状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
甲種	3	7	7	2	2
乙種全類	167	165	131	124	90
計	170	172	138	126	92

3 消防設備士試験

平成21年度から7月と3月の年2回、大学を会場に実施しており、受験申請者数は概ね1,500人程度で推移しています。

本県が、日本の中央に位置し交通便利なことや、試験の実施時期等から、半数以上が他県からの受験者となっています。なお、3月の試験は、予防技術検定と同時に実施しています。

■表4 消防設備士試験受験申請者数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
甲種	743	768	703	821	755
乙種	804	794	829	884	747
計	1,547	1,562	1,532	1,705	1,502

○ 試験監督員等の確保

試験監督員等については、県職員退職者の団体である、「岐阜県職員退職者協議会」の11支部のうち8支部にお願いし、希望者を登録してもらっています。試験監督員等を県職員OBに依頼することで、継続性と質の確保ができています。

今年度からは、試験監督員2名体制に対応するため、新たに2支部にお願いするとともに、定年を暫定的に74歳まで延長しました。

現在の登録者数は180名で、このことにより、試験監督員2名体制を完全実施しています。

また、毎年地区ごとに試験監督員等研修会を開催し、数の確保だけでなく、質の向上にも努めています。

なお、試験会場には支部職員を最低2名は配置しており、不測の事態にも対応できる体制をとっています。

○ 免状業務の概要

免状業務の概要については、表5のとおりで、受験者の減少に伴い、新規申請も減少しています。

写真書換え未了者に対するお知らせ事業は、県の方針により実施していませんが、岐阜県危険物安全協会、岐阜県消防設備協会が実施する講習会の折に、書換えを行っている者には終了印を押印せずに、「講習修了票」を発行し、それにより書換え手続きを行なっていただいています。

■表5 免状交付件数の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
危険物取扱者	新規	4,419	3,895	3,610	3,663	3,087
	写真	1,720	1,819	1,732	1,707	1,621
	本籍等	27	22	21	19	26
	再交付	220	181	197	206	214
	計	6,386	5,917	5,560	5,595	4,948
消防設備士	新規	543	427	401	429	449
	写真	304	186	202	191	228
	本籍等	4	2	2	1	1
	再交付	13	17	19	12	13
	計	864	632	624	633	691

○ おわりに

高校生の受験申請者が、全体の約半分をしめることから、高校生の受験者の大幅な減少については、その原因の究明と対策が急務ですが、本部においてモデル事業等が行われているところでありその成果に期待したいと思います。

当県は内陸県であり、大手の石油関係企業もなく、受験者の確保については、引き続き厳しいものがありますが、受験者減少の原因も探りながら、考えられる対策はその都度こまめにとっていくこととしております。

各県ごとのPRは各支部でそれぞれ努力していく必要がありますが、受験者は県境に関係なく受験します。当支部では、「試験はオールジャパン」という考えに立って、他県からの受験者も含めて、受験しやすい環境の整備に努めています。

引き続き、関係機関と連携を密にして、受験者の確保と適正な試験執行に努めてまいりたいと思います。

トピック topic

年中行事と旧暦の話（その8）

○官暦「謹賀新年度！」だが…

本号は官暦の3月～4月向け。お役所での会計年度の区切りの時期をカバーする。まずは、官暦に準拠している大方の関係者各位に向けてご挨拶、「今年度もよろしく！」

ただ、旧暦では、この期間は、今年の場合、如月4日から卯月5日までとなる。以前（2014年5月号）にもお話したとおり、今風の予算制度が採用されたのは明治になってからで、新暦への移行と同時の実施だったから、旧暦ベースの話ではない。その上、4月が会計年度の始めになったのは明治19年からだ。旧暦準拠だと、弥生3月から卯月4月へと移行しても、「年度」の区切りという意義はなく、格別な挨拶を言い交わす時期ではない。

○なぜ西洋耶蘇教暦が官暦に？

昔から太陰太陽暦を使ってきた我が国が、明治6年から太陽暦それも西洋耶蘇教暦に切り替えたのは、一見、「脱亜入欧」文明開化の一環に見えるが、実のところは、会計処理の都合によるものだった。

当時（明治5年）、明治政府は今風の「予算」制度を採用することに決めた。年度の区切りは暦年と同じとし、1月が年度始めとされ、翌年から実施することになった。

さっそく新年＝新年度における年間収支の見積もりをする。「歳入」はお米の収穫などに依存するから、江戸時代の年貢計算の経験から見積もりは大方見当がついたはず。一方の「歳出」を見込んだところ、格別の行政水準向上を予定しないのに、どうしても歳入が大幅に足りない。予算編成の中軸にいた大隈重信らは頭をひねった。…結果、収支均衡を達成するために捻り出した対策が、なんと太陽暦への変更だった！

○旧暦だと閏月がある！

江戸時代、武士の俸禄は年貢米の量が基礎だった。今風に言えば「年俸制」だ。それが、明治維新の後に西洋風だと思ったか、政府職員への給与支給を「月給制」に切り替えていた。それで年間収支を見込んだが、実は旧暦だと、明治6年には閏月が置かれるため、1年が13ヶ月ある。月給制では、通常の1年は12ヶ月分で済むのに、新年度＝明治6年には1ヶ月多く支給することになる。財源の方は、閏月があっても1年間のお米の収穫量が増えるわけではない。役人の給料のための増税なんて無理な話。

山下 茂（やました しげる）

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授。
元自治省（現・総務省）消防大学校長

自治省（現・総務省）で地域政策室長・文書課長など、地方で広島市財政局長・栃木県総務部長・和歌山県副知事などのち、自治省消防大学校長に就任。さらに自治体国際化協会（CLAIR）パリ事務所長を経て、平成16年から現職。『体系比較地方自治』（平成22年・ぎょうせい）『英国の地方自治』（平成27年・第一法規）『フランスの選挙』（平成18年・第一法規）など、地方自治関係の著書・論文のほか、ペンネームでのエッセイなども多数。

○留守政府なのに大改革へ

そこで大隈らは、この際、太陽暦（＝1年は常に12ヶ月）に切り替えてしまえ！と思いつく。折しも、大蔵省の責任者・大久保利通は、岩倉卿に随行して、幕末に結ばされ「和親」などと修飾された不平等条約の改正交渉のため、米欧各国を巡訪中。その間、留守政府は重大な制度改革などしないように釘を刺されていた。それなのに…、大隈らは、どういう説明をしたか、まだ若き天皇陛下のOKをとり、秋になってからドタバタと改暦を決めてしまったのだ。

○急進ドタバタ改革で常民は大迷惑

「改革」を決めたのが秋だったため、翌年の暦が既に旧暦ベースで世間に出回っていた。突然に、その年（明治5年）の師走3日を、西洋耶蘇教暦に合わせて新暦・明治6年1月1日にするというのだから、師走にいろいろ予定していた人々は大迷惑。特に酷い目に遭ったのは師走3日以降に…、というのは志之輔師匠の落語のマクラ。

あの時、政府の台所事情で採用した耶蘇教式の「新暦」を、我が国常民の伝統的な日常生活にまで適用するように政府が指示した。伝統的な年中行事と官暦ベースの日程設定のミス・マッチは、今でも続いているが、元は？と言えば、あの時の無理筋の政治権力発動が原因だ。

○欧州での歳首は何百年も「3月」だった！

あれこれ問題が多い西洋暦でも、その昔、8世紀に今日の仏国のほか独や伊など欧州主要部を統一したシャルルマーニュ大帝の場合は、それまでのローマ式ユリウス暦を改革して、3月を「春月」と名付け、それを新年の始めとした。耶蘇教グ暦が採用されたのは16世紀のこと

であり、その伝統は500年にも満たない。「春月」が歳首の時代が、もっとずっと長く何百年も存在していた。我が国でも、今の暦なら、3月こそが「新春」と意味づけるに頃合いだし、今日の統合欧州を先取りした大帝の判断なのだから、その伝統は、もっと大切に考えられてるべきだ。

○輝くフランス革命暦

金繰りの都合で伝統的暦法を政府権力によって放棄させられた我がニッポンの常民と較べて、シャルルマーニュが生んだ国、フランスの人民が革命に成功して暦法の改革に取り組んだことは眩しく輝いて見える。革命暦は、イエスさん関連の行事日程が最優先のグ暦と違い、歳首を「秋分」の日に切り替えるなど人民の生活に寄り添った暦だった。

「冬」の季節の最後は「^{ヴァントーズ}風月」だ。グ暦の2月下旬から3月中旬いっぱい、革命暦では第6月となる。この月で歴史上で最も重要な出来事は、筆者の判断では、ナポレオン民法典の公布だ。革命暦第12年風月30日（グ暦換算1804年3月）、後に「ナポレオン法典」と呼ばれ、近代市民法の模範となって我が国など各国に大きな影響を与えた有名な法典が「風月」末日に日の目を見たことは、世界の風向きの変化を象徴する。

○「風」は移ろいやすい

君主制下や耶蘇教式のやり方は革命家たちには採用し難く、革命暦の新年は「春分」からでなく「秋分」から決められた。それで、今の時期は、春分目前なのに「風月」などという寒々とした月名になった。

フランスでも風は移ろいやすく、気象悪化の元凶とされがちだ。気象の変化を見極めて仕事の段取りをする農民にとっては、風の様子は一大関心事で常に気にかかる。町や村の教会堂の鐘楼には、たいいてい天辺に風見が付いている。あの国の地域自治の象徴には、よく言われる教会堂の鐘の音だけでなく、風見や時計もあることに注目したい。

あの国で風見は鶏が担当する。鶏はローマに征服される以前のガリア人たちの象徴だったし、今でもフランスを象徴する雄鶏はサッカー・ファンにはお馴染みだ。早起きで朝を告げるし、風の具合を村の衆に知らせるにも、鶏たちは最適の立場にある。

○そして心弾む「芽月」…だが、災害が多発する

革命暦での四季分類では「風月」で「冬」が終わる。「春分」から30日間、現行暦の4月中旬までは、仏語で「ジェルミナル」。「芽月」と邦訳されるが、もっとやさしく「芽生え月」「芽吹き月」とか呼びたい季節だ。

住民にとって心弾む時節ではあるが、防災関係者には嬉しくない。雨月以来の降雨で、地下水が飽和状態の上に、高山の雪解け水も加わって、河川流量が多くなり、合流

点や蛇行している地域で頻繁に氾濫が起きる。防災関係者の出番が多くなり過ぎるから、警戒態勢が続くのだ。

○「復活祭」は毎年移動する

この時期の耶蘇教国で、旧教・新教共通に重要なのが「復活祭」。カトリックでもプロテスタントでも、「クリスマス」とともに、一致して大事にしている年中行事だ。「復活祭」の日にちは、どういうわけか毎年変わる。春分と満月の関係如何で日付を決めるルールが定められていて、もっとも早ければ3月22日、遅ければ4月25日になる。春風のように移ろいゆく日取りには、何か理由付けがあるのだろう。筆者は耶蘇教徒でないせいもあって、そもそも理解し難い。それでも、外国に居る場合は、職場が休みになり、行楽に出かけるチャンスだ。「知らぬ存ぜぬ」ではなく、そんな暦でも準拠すれば生活の質が高まる。

○それぞれに「地域暦」を編集しよう！

暦は人々の生活に適合することが大切である。地方自治の究極目標は住民生活の質的向上だ。その基盤になる暦は、地域ごとの地理的・気候的な特性に合わせて、住民自身が定めるローカル・ルールの方が効果的だろう。

我が国の人々は、東西南北に細長い国土で、地域ごとに気象条件が多様な中で暮らしている。官暦での全国いや世界中で画一的な日付や季節設定に束縛されるのではなく、地域ごとの風土性豊かな「地域暦」を定めて、生活の質を高めたいものだ。それぞれの地域にふさわしい月の名称、ひと月や1週間の長さなど期間区分を、我が伝統の旧暦や24節気に加え、仏革命暦や移動する「復活祭」にも見習って、老若男女が協働して考案したら、「地方創生」も多様性にあふれ、豊かな潤いが加わるだろう。

○「地域暦」の伝統は各地にあり

我が国では昔から、高い山の残雪の形を農作業の目安にする地域独自の暦法があり、^{シロウマ}代馬岳（「白馬」に転化→さらに「ハクバ」に）や^{アトツツ}農鳥岳の命名の由来になった。昨今では、栃木県・那須地方の郷土暦や和歌山県・紀の川筋でのフルーツ暦のように、感受性豊かな地元女性たちの発案による特色ある地域暦が生まれていて、仏革命暦に匹敵する豊かな内容を持っている。

○地域ごとの「消防防災暦」を！

消防防災の見地から見ても、我が国では、地理的条件も気象条件も地域差が著しく大きい。災害の態様も、各種災害に警戒すべき時期も、全国一律ではありえない。防火や防災の啓発活動も、地域ごとに差異があって当然だ。

世間への訴求力は一致団結した方が大きくなるから、全国一律に「〇〇週間」といった訴え方をするのは止むを得ないが、それに加えて、各地で地域特性に沿った「〇〇地域消防防災暦」や「ローカル年中行事」を住民や事業者と協働して皆で考案したら如何だろうか？関係者各位の一考を煩わせたいところだ。（まだ、つづく）

事業所の特色紹介と危険物取扱者等試験資格取得の取組み

1. はじめに

エア・ウォーター株式会社ケミカル部門和歌山工場は、和歌山県和歌山市北西部の和歌山北部臨海工業地帯内に立地し、1958年タール蒸留会社として設立後、新日鐵住金(株)和歌山製鐵所のコークス炉ガスの精製及びコールタール、粗軽油、硫酸及びアンモニア等の副産品、石油系熱重縮合ピッチ（タイヤ補強剤）、熱膨張性黒鉛（シートパッキン、難燃剤）、多目的プラントによる炭素環式化合物（電材）等の製造を行っています。

特にコークス炉ガスの精製については、時間あたり約10万Nm³のコークス炉ガスを燃料ガスとして製鐵所へ安定的に供給する重要な役割を担っています。

工場の敷地面積は76,000m²、従業員104名、危険物・可燃性ガスを大小様々な装置を用い安全最優先に徹した取り扱いを行うと共に、緩衝緑地帯を挿み住宅地に隣接しているため、保安防災活動、環境保全活動に重点をおき取り組んでいます。




2. 品質・環境・防災安全衛生活動

ISO9001・ISO14001およびOHSAS18001の各マネジメントシステムによる全従業員参加、法遵守の徹底、継続的な改善をベースに安全・保安・環境面のリスク低減活動を展開しています。

(1) 保安防災

当工場は危険物、可燃ガスを多量に取り扱っている

白濱 良一 しらはま りょういち

 **エアウォーター株式会社**
ケミカル部門 和歌山工場
技術課 課長

ことから、基本方針を「もらさない」「ためない」「火を近づけない」とし火気事故ゼロを目標に、保安防災については3つの取組みを行っています。

第1【大規模地震・津波対策】

将来発生が予想される南海トラフの巨大地震などを想定した危険物施設の設備漏洩対策、また事務所建家などの耐震対策にも取り組んでいます。

第2【非正常作業時のリスク洗い出しとその対策】

非正常作業には慣れない作業が多数含まれ定常作業よりも危険であると位置づけ、リスクアセスメントを積極的に行いリスクの見える化による注意喚起や対策を図るなどの取組みを行っています。また一昨年8月から大手化学会社のOBの方に、2ヶ月に1回程度ご指導を受ける「災害撲滅プロジェクト活動」を展開しており、潜在危険源の撲滅、作業指導票の充実（Know-Whyの記載等）、予防保全の推進、見える化などの活動を行っています。

第3【異常時処置のレベルアップを図ること】

地震時や設備異常時における処置訓練や避難訓練を定期的を実施しています。これらは石災法上の和歌山製鐵所等の共同事業所としての保安防災活動と歩調をあわせた総合防災訓練や防災指導員の交流などを行い技能向上に努めています。さらに各種作業指導票には保安Know-Whyを記載し保安技術の伝承を進めています。

(2) 環境保全

工場は住宅地域に隣接しているため地域住民の方々への影響を考慮し臭気、騒音発生防止の取組みに重点を置いています。臭気については、各設備の廃ガスの組成に応じて、適正な回収処理の実施を行っています。騒音については、蒸気ラインの破損による噴き出し音の発生などトラブル発生が過去にありましたが防止対策を完了し、毎年環境月間で有効性を確認しています。このほかの活動として年2回省エネ月間を設定し省エネ改善提案、省エネ巡視等によるエネルギーロス削減の取組みを行っています。

(3) 地域とのコミュニケーション

定期的な臭気、騒音等の地元体感パトロールや製鐵所を通じて地元情報の入手を行っています。また、近隣の海水浴場の砂浜清掃活動等の地元行事や県市主催の環境講演会、防災訓練への参加、地元消防団協力事業所への登録などコミュニケーションを深めることに努めています。

3. 危険物取扱者等資格取得の取組み

当工場では多品種多量（表1参照）の危険物の製造・取扱を行っており、危険物取扱者の資格は入社後すぐに自己研鑽と一定の資格者確保を目的として計画的な取得に取り組んでいます。会社として資格取得奨励金支給制度を設けて、資格取得意欲の増進を図っています。

また当工場は、2015年6月に消防庁長官表彰危険物優良事業所表彰を受賞いたしました。これは、社を挙げて危険物取扱者資格の取得を推進し、安全推進の中核となる人材等の計画的な育成活動を評価されたものです。ちなみに現在の危険物取扱資格保有者数は、93名/104名です。事務職以外の工場従事者は100%、入社1年未満の若手社員の資格未保有者（8人）は現在早期取得に取り組んでいます。（表2参照）

表1 危険物取扱物品と指定数量の倍数

危険物の類	危険物の品名等	最大数量合計	指定数量の倍数合計
第2類	引火性固体	11,635kg	11.64
第4類	第1石油類	4,101,188ℓ	20,505.94
	第1石油類・水	28,000ℓ	70.00
	第2石油類	200,321ℓ	200.32
	第2石油類・水	10,039ℓ	5.02
	第3石油類	13,140,185ℓ	6,363.59
	第3石油類・水	176,198ℓ	44.05
	第4石油類	303,054ℓ	50.51
	アルコール類	54,610ℓ	136.53
第5類	第一種固体	1,698kg	169.80
	第二種固体	5,880kg	58.80
第6類	過酸化水素	2,800kg	9.33
	合計		27,625.52

表2 危険物取扱者数一覧

(人)

種別	乙類						
	甲種	1類	2類	3類	4類	5類	6類
取得者数	12	1	10	5	80	35	34



トピック topic

危険物取扱者・消防設備士 試験へのそれぞれの挑戦



〔はじめに〕

滋賀県立瀬田工業高等学校では、様々な資格や検定に取り組んでいます。その中でも危険物取扱者への取り組みは化学工業科を中心に力を入れており、特に甲種危険物取扱者については平成24年から今年度まで5年連続で取得者が出ています。また、消防設備士についても少数ではありますが挑戦しています。その挑戦の軌跡を生徒に語ってもらいました。

◇1年生での甲種危険物取扱者試験への挑戦



前田 敏樹 まえだ としき
滋賀県立瀬田工業高等学校
化学工業科 3年

資格との出会い

私が危険物取扱者について知るきっかけは、高校に入学して、1年生のころ先生から「危険物取扱者」という資格について紹介していただいたことです。化学について興味を持っていた私は、危険物取扱者にもすぐに興味を持ち、この資格を取得して化学について幅広く知りたいと思うようになりました。

試験の攻略

まず、私は乙種四類の勉強をすることにしました。国家資格の勉強は危険物取扱者が初めてでしたが、危険物取扱者のテキストで基礎を学び、過去問で復習するという方法で勉強しました。乙種四類を1年生1学期に取得し、その後は甲種取得のために一類、三類、五類を順に挑戦していきました。

甲種取得の道のり

1年生2学期に一類、三類、五類も合格することができたため、目標であった甲種の勉強に取りかかりました。甲種は一類から六類まで網羅した勉強をする必

要があるので、覚えることも多く大変でした。時には、危険物取扱者のテキストだけでなく化学の教科書も用いて勉強しました。分からないところがあれば、順次調べていきました。そして1年生のとき甲種も合格することができました。これによって他の化学系の資格取得の励みにもなりました。

危険物を勉強して得たもの

私が危険物を勉強して得たものは二つあります。一つは危険物に関する知識です。世の中に存在する危険物がどのような性質を持ち、その対応を知ることは化学について学び、取り扱う上で重要なことになると思います。もう一つはチャレンジ精神です。一見、難しそうに思えることでも、基礎をしっかりと勉強した後、過去問等を何度も勉強すると問題が分かるようになります。「難しいから」とめげずに、何ごとにもチャレンジしていくことが重要だと思います。最後に、資格取得に関して経済的に支援してくれた両親や高校の先生たちには感謝申し上げます。

◇甲種消防設備士試験への挑戦



西浦 悠太 にしうら ゆうた
滋賀県立瀬田工業高等学校
化学工業科 3年

資格との出会い

私は危険物の資格を持っており、危険物を扱うなら消防設備に関することを知っておいた方がより安全に注意して取り扱うことができ、また、日常生活や就職先でも役に立つ時があると思い消防設備士甲種4類を受けようと思いました。

試験の攻略

私は最初に消防設備士の参考書を読んで、どんなこ

とが書いてあるのかを確かめて、それから問題集をやり始めました。私は、一問ずつ答え合わせしてわからないところは参考書を見ながら、問題集を何回もやりました。担任の先生に放課後、補習をしてもらい、一人ではわからなかった問題もわかるようになりました。私はいつもこの方法で資格試験に挑んでいます。勉強は自分に合った方法を見つけてやるのが一番だと思います。

甲種取得の道のり

私は2年生の時に電気工事士の資格を取得していたので消防設備士甲種の受験資格はありました。受験勉強を始めてみると、部活動で帰りが遅くなったりして勉強する時間を作るのが大変でした。そのため、学校の休み時間などを利用して効率よく勉強できるように心がけていました。また、外出先でもいろんな所に消防設備があるので実際の物を見て勉強するようにもしていました。

消防設備士を勉強して得たもの

消防設備は、火災などが発生した時に少しでも早く避難、消火するためのものです。それを設置・点検できる消防設備士の資格を取得したことによって、人の命を守ることの大切さを知りました。さらに、努力をしたらその成果が結果として付いてくることも実感しました。

◇甲種危険物取扱者試験に向けて



川越 希 かわごえ のぞむ
滋賀県立瀬田工業高等学校
化学工業科 1年

資格との出会い

私が危険物取扱者の試験に挑戦しようと思ったきっかけは父の影響です。中学2年の冬、父は甲種と書かれたテキストを使って私には全く理解のできない問題を一日中解いていました。父は後日届いた合格通知を

嬉しそうに私に見せました。最初は危険物取扱者とは何かわかりませんでした。話を聞いているうちにとっても難しい資格であることがわかり、同時に自分もこんな資格をとってみたいと思ったからです。その時から高校卒業までに父と同じ甲種を取得することを目標にしました。

試験の攻略

甲種という目標にしたとき私はまだ中2でした。今の資格も持っていませんでしたので、最初に父に勧められた丙種の試験を中3の夏で受けました。その時はほぼ毎晩寝る前の時間を使って父と問題の出し合いをしました。試験会場は驚くほど静かで年上の人ばかりで想像以上に緊張しましたが、自分の勉強したことが発揮できて合格することができました。そして、今、高校生になって、乙種第四類に挑戦し、取得することができました。

危険物を勉強して得たもの

まだ目標に向かっての途中ですが、今までで得たものが3つあります。一つ目は寝る前の時間を有効的に活用できるようになったことと、二つ目は多くの問題を答えたことで自信ができました。三つ目は私も何でもすぐに諦めてしまう性格でしたが、ねばり続けたことで資格だけでなく日常的なことにも諦めない気持ちが強くなりました。

(おわりに)

生徒それぞれが、それぞれの目標に向かって歩んでいます。生徒たちの体験記が、多くの皆様の力となってお役に立てれば幸いです。

消防庁の通知・通達等

◆移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について

消防危第13号 平成28年1月23日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

要旨

日頃より、移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。また、「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について（平成28年10月7日付け消防危第170号通知）」（以下「第170号通知」という。）で推進した「道路上での立入検査」を数多く実施していただき御礼申し上げます。

さて、第170号通知により実施を依頼した移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について、別添1のとおり取りまとめましたので通知します。あわせて、危険物の移送等における保安の確保のための留意事項について、別記のとおり取りまとめましたので参考としていただき、積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知くださいますようお願いいたします。

また、この結果については、別添2のとおり公益社団法人全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連絡協議会にも通知し、注意喚起をしていますので参考として添付します。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

～別添 略～

◆危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

消防危第7号 平成29年1月26日

消防庁次長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

要旨

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日付で施行されることとなりました。

圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第3項第4号及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第27条の3により技術上の基準が定められているところではありますが、今般、給油取扱所において、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を定めるべく、規則の一部を改正したところです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- 第1 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合の技術上の基準
以下の場合には、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。）に設置することができることとしたこと（規則第27条の3第8項柱書き関係）。

- 1 次に掲げる措置のすべてを講じた場合
 - (1) 固定給油設備からガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいを防止するための措置（同項第1号関係）
 - (2) 固定給油設備等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所等に達することを防止するための措置（同項第2号関係）
 - (3) 火災その他の災害に際し、給油取扱所内のすべての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること（同項第3号関係）。
 - 2 給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合（同項柱書き関係）
- 第2 その他の改正事項
- 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、所要の規定の整備を行ったこと（規則第25条の2第1号、第27条の3第1項から第4項まで、第6項及び第7項、第27条の4第1項及び第2項並びに第28条の2の7関係）。
- 第3 施行期日
- 施行期日は、公布の日（平成29年1月26日）としたこと（改正省令附則関係）
- ～以下略～

◆「圧縮天然ガス等充てん設備給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」の一部改正について

消防危第31号 平成29年1月26日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

要旨

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する運用については、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」(平成10年3月11日付け消防危第22号。以下「22号通知」という。)によりお願いしているところであります。

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所において圧縮天然ガス等のディスペンサー及びガス配管を設置する際は、給油空地及び注油空地以外の場所とすることとされておりましたが、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第3号)が本日公布・施行され、一定の措置等を講じた場合、圧縮天然ガスのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができることとされました。

このたび、22号通知の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 22号通知の一部改正 別添のとおり改正する。
- 2 その他
 - (1) 上記の改正部分の運用は、平成29年1月26日から施行とする。
 - (2) 改正新旧を参考として添付する。

～別添 略～

※ 全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。
<http://www.fdma.go.jp/>

業務報告

12月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	1,428	505	35.4
乙種第1類	543	340	62.6
乙種第2類	535	349	65.2
乙種第3類	623	406	65.2
乙種第4類	16,331	4,780	29.3
乙種第5類	594	404	68.0
乙種第6類	625	415	66.4
乙種計	19,251	6,694	34.8
丙種	2,760	1,205	43.7
合計	23,439	8,404	35.9

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、広島、福岡、佐賀、熊本、沖縄

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	92	12	13.0
甲種第1類	958	251	26.2
甲種第2類	580	177	30.5
甲種第3類	538	210	39.0
甲種第4類	1,828	567	31.0
甲種第5類	527	194	36.8
甲種計	4,523	1,411	31.2
乙種第1類	211	72	34.1
乙種第2類	51	23	45.1
乙種第3類	60	17	28.3
乙種第4類	801	300	37.5
乙種第5類	92	40	43.5
乙種第6類	2,386	932	39.1
乙種第7類	522	301	57.7
乙種計	4,123	1,685	40.9
合計	8,646	3,096	35.8

□消防設備士試験実施支部等

北海道、山形、東京、愛知、滋賀、京都、奈良、和歌山、島根、高知、福岡

12月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	20,929	102,258	1,248	19,978	22,177	122,236
本籍等の書換え	112	1,379	20	220	132	1,599
写真書換え	7,312	81,389	741	9,224	8,053	90,613
再交付	719	8,320	57	814	776	9,134
計	29,072	193,346	2,066	30,236	31,138	223,582

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

1月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	661	177	26.8
乙種第1類	540	382	70.7
乙種第2類	540	371	68.7
乙種第3類	545	386	70.8
乙種第4類	12,835	3,972	30.9
乙種第5類	519	366	70.5
乙種第6類	579	374	64.6
乙種計	15,558	5,851	37.6
丙種	2,140	996	46.5
合計	18,359	7,024	38.3

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、長野、愛知、兵庫、熊本

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	50	10	20.0
甲種第1類	1,123	286	25.5
甲種第2類	165	47	28.5
甲種第3類	173	59	34.1
甲種第4類	1,585	556	35.1
甲種第5類	177	58	32.8
甲種計	3,273	1,016	31.0
乙種第1類	292	95	32.5
乙種第2類	96	25	26.0
乙種第3類	97	29	29.9
乙種第4類	569	202	35.5
乙種第5類	136	71	52.2
乙種第6類	2,025	732	36.1
乙種第7類	499	275	55.1
乙種計	3,714	1,429	38.5
合計	6,987	2,445	35.0

□消防設備士試験実施支部等

北海道、山形、福島、群馬、東京、富山、石川、長野、香川、愛媛、長崎

1月中の免状作成状況

(単位:件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	12,841	115,099	2,037	22,015	14,878	137,114
本籍等の書換え	117	1,496	15	235	132	1,731
写真書換え	7,254	88,643	753	9,977	8,007	98,620
再交付	747	9,067	72	886	819	9,953
計	20,959	214,305	2,877	33,113	23,836	247,418

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程（願書受付が4・5月にかかる日程分を抜粋）

支 部 名	試験日		受付期間				甲種	乙種						丙種
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日								
北 海 道	5月21日	日	4月 8日	4月15日	4月11日	4月18日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月 4日		4月21日	4月28日	4月24日	5月 1日								
青 森	6月10日	土	4月23日	5月 9日	4月26日	5月12日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月11日	日												
	6月17日	土												
	6月18日	日												
	6月24日	土												
岩 手	7月 1日	土	5月 5日	5月13日	5月 8日	5月16日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月 8日													
宮 城	6月24日	土	5月 8日	5月16日	5月11日	5月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	7月 2日	日	5月15日	5月23日	5月18日	5月26日								
秋 田	5月14日	日	3月27日	4月11日	3月30日	4月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	5月21日													
山 形	6月10日	土	4月14日	4月23日	4月17日	4月26日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月17日		4月21日	5月 7日	4月24日	5月10日								
	7月 8日		5月19日	5月28日	5月22日	5月31日								
	7月15日		5月26日	6月 4日	5月29日	6月 7日								
福 島	6月10日	土	4月 9日	4月18日	4月12日	4月21日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月24日		4月23日	5月 9日	4月26日	5月12日								
茨 城	6月 3日	土	4月 4日	4月16日	4月 7日	4月19日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月25日	日	5月 9日	5月21日	5月12日	5月24日								
栃 木	6月 4日	日	3月31日	4月11日	4月 3日	4月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
群 馬	6月25日	日	5月 6日	5月19日	5月 9日	5月22日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
埼 玉	5月14日	日	4月 3日	4月11日	4月 6日	4月14日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
千 葉	6月11日	日	3月21日	4月18日	3月24日	4月21日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月18日													
東 京	5月23日	火	3月20日	3月31日	3月23日	4月 3日	-	-	-	-	乙4	-	-	-
	6月 6日		4月 3日	4月14日	4月 6日	4月17日		乙1	乙2	乙3	-	乙5	乙6	
	6月13日		4月10日	4月21日	4月13日	4月24日		-	-	-	乙4	-	-	
	6月19日	月												
	7月 1日	土	5月 1日	5月12日	5月 4日	5月15日	-	-	-	-	-	-	-	
	7月 2日	日												
	7月 8日	土	5月 8日	5月19日	5月11日	5月22日	乙1	乙2	乙3	-	乙5	乙6		
	7月16日	日	5月15日	5月26日	5月18日	5月29日	甲種	-	-	-	乙4	-	-	-
	7月23日		5月22日	6月 2日	5月25日	6月 5日	-							
7月29日	土		5月29日	6月 9日	6月 1日	6月12日	-							
神奈川	6月18日	日	4月21日	5月12日	4月24日	5月15日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
新 潟	6月 3日	土	4月16日	4月29日	4月19日	5月 2日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
富 山	6月10日	土	4月16日	4月25日	4月19日	4月28日	-	-	-	-	乙4	-	-	-
	6月17日						甲種	乙1	乙2	乙3		乙5	乙6	丙種
	6月18日	日					-	-	-	-	-	-	-	
	6月24日	土					甲種	乙1	乙2	乙3	乙5	乙6	丙種	
	6月25日	日					-	-	-	-	-	-	-	
石 川	5月14日	日	3月24日	4月 2日	3月27日	4月 5日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	5月21日													
	5月28日													
	6月 4日													
福 井	6月18日	日	4月21日	5月 6日	4月24日	5月 9日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種
	6月25日													

山梨	6月17日	土	5月 5日	5月12日	5月 8日	5月15日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月25日	日												
長野	6月 4日	日	3月31日	4月11日	4月 3日	4月14日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月11日													
	6月18日													
	6月25日													
岐阜	5月28日	日	4月10日	4月18日	4月13日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月18日		5月 8日	5月16日	5月11日	5月19日								
	6月25日													
静岡	6月11日	日	4月 7日	4月17日	4月10日	4月20日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
愛知	6月11日	日	5月 5日	5月14日	5月 8日	5月17日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月18日													
三重	6月10日	土	4月10日	4月21日	4月13日	4月24日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月11日	日					-							
	6月18日						甲種							
滋賀	5月28日	日	4月 6日	4月16日	4月 9日	4月19日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
京都	5月21日	日	4月 7日	4月16日	4月10日	4月19日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月 4日													
大阪	6月25日	日	5月13日	5月20日	5月16日	5月23日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
兵庫	6月11日	日	4月10日	4月22日	4月13日	4月25日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
奈良	5月21日	日	4月 4日	4月11日	4月 7日	4月14日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
和歌山	6月11日	日	4月 8日	4月17日	4月11日	4月20日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
鳥取	6月18日	日	4月23日	5月 7日	4月26日	5月10日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月25日													
島根	6月11日	日	4月22日	5月 6日	4月25日	5月 9日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
岡山	6月25日	日	4月14日	4月24日	4月17日	4月27日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
広島	6月18日	日	4月18日	5月 8日	4月21日	5月11日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	7月 2日		5月 6日	5月15日	5月 9日	5月18日								
	7月 9日						-							
山口	6月18日	日	4月 8日	4月21日	4月11日	4月24日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
徳島	7月 2日	日	5月12日	5月22日	5月15日	5月25日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
香川	7月 8日	土	5月19日	5月28日	5月22日	5月31日	-	-	-	-	Z4	-	-	-
	7月 9日	日					甲種	Z1	Z2	Z3	-	Z5	Z6	丙種
愛媛	6月25日	日	4月 8日	4月18日	4月11日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
高知	6月18日	日	4月28日	5月13日	5月 1日	5月16日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月25日													
福岡	6月18日	日	4月11日	4月24日	4月14日	4月27日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
	6月25日													
佐賀	6月11日	日	3月31日	4月11日	4月 3日	4月14日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
長崎	6月18日	日	4月 7日	4月18日	4月10日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
熊本	6月11日	日	4月10日	4月17日	4月13日	4月20日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
大分	6月25日	日	4月17日	5月 6日	4月20日	5月 9日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
宮崎	6月18日	日	4月 8日	4月18日	4月11日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
鹿児島	6月11日	日	4月 7日	4月18日	4月10日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種
沖縄	6月 4日	日	4月11日	4月18日	4月14日	4月21日	甲種	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	丙種

消防設備士試験日程（願書受付が4・5月にかかる日程分を抜粋）

支部名	試験日		受付期間				甲種					乙種																					
			電子申請		書面申請		特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類														
	月	日	曜日	開始日	締切日	開始日														締切日													
北海道	6月	4日	日	4月21日	4月28日	4月24日	5月1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
宮城	7月	9日	日	5月22日	5月30日	5月25日	6月2日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
山形	5月	27日	土	4月7日	4月16日	4月10日	4月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
東京	5月	24日	水	3月20日	3月31日	3月23日	4月3日	-	-	-	甲4	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
	6月	7日		4月3日	4月14日	4月6日	4月17日	特類	-	甲2	甲3	-	甲5	-	-	-	-	-	-	-													
	6月	20日	火	4月17日	4月28日	4月20日	5月1日	-	甲1	-	-	-	-	乙1	乙2	乙3	-	乙5	乙6	-													
	6月	28日	水																														
	7月	9日	日																		5月8日	5月19日	5月11日	5月22日									
	7月	17日	月	5月15日	5月26日	5月18日	5月29日														-	甲4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7月	22日	土	5月22日	6月2日	5月25日	6月5日														-	-	-	-	-	-	-	-	-	乙4	-	-	乙7
7月	30日	日	5月29日	6月9日	6月1日	6月12日	-														甲2	甲3	-	甲5	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟	6月	24日	土	5月7日	5月21日	5月10日	5月24日														-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
石川	7月	2日	日	5月5日	5月14日	5月8日	5月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
三重	7月	30日	日	5月29日	6月9日	6月1日	6月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
滋賀	6月	18日	日	4月23日	5月9日	4月26日	5月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
京都	7月	23日	日	5月29日	6月6日	6月1日	6月9日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
	7月	30日						特類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
大阪	7月	23日	日	5月29日	6月5日	6月1日	6月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
奈良	6月	18日	日	5月5日	5月12日	5月8日	5月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
福岡	7月	16日	日	5月14日	5月28日	5月17日	5月31日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
	7月	30日																															
長崎	8月	6日	日	5月26日	6月6日	5月29日	6月9日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
沖縄	7月	9日	日	5月30日	6月6日	6月2日	6月9日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													

お詫びと訂正：「消防試験センターだより Voice Vol.358」（平成 29 年 1 月 16 日発行）5 ページの記事（左下表の試験種別項目）に誤りがありました。

■工業化学科卒業時の取得者数（H28は現3年生）

卒業年度	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	全類
H24	5	8	13	24	38	28	30
H25	6	9	14	35	40	33	38
H26	4	10	10	35	39	32	37
H27	3	10	13	31	37	28	34
H28	4	5	6	32	36	23	33

■工業化学科卒業時の取得者数（H28は現3年生）

卒業年度	甲種	1類	2類	3類	4類	5類	6類
H24	5	8	13	24	38	28	30
H25	6	9	14	35	40	33	38
H26	4	10	10	35	39	32	37
H27	3	10	13	31	37	28	34
H28	4	5	6	32	36	23	33

誤)

正)

読者の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

Voice...

編集後記

2017 March

「一月行く、二月逃げる、三月去る」とはよく言ったもので、ついこの間、新年を迎えたと思ったら、早や年度末の3月、時の経過の速さをつくづく感じるこの頃です。

今年の冬は日替わりで寒暖の差が激しく、体調管理に苦労された方々も多かったのではないのでしょうか。3月に入り、日差しはすっかり春模様ですが、朝夕はまだ肌寒さを感じさせます。季節の変わり目、これから多くの方々が悩む花粉の拡散時期となってきますが、くれぐれも万全の対策を講じられ、年度末の締め括り、新年度の準備に勤しまれることを祈っております。

今後とも、当センターでは危険物取扱者及び消防設備士の試験の安定的で確実な実施を行うとともに、より受験しやすい環境の整備などに努めることとしておりますので、意欲的に資格取得に取り組んでいただければ幸いに存じます。

受験に当たっての参考となるような記事の掲載等誌面の充実に努めてまいりますので、今後とも本誌を愛読いただきますようお願い申し上げます。

都道府県
後援:消防庁

人と社会を守ります。

誇れる資格が、

河北麻友子

免状更新は 10年ごとです。

危険物
取扱者

危険物取扱者免状**見本**

氏名	性別	本籍	神奈川県
生年月日	昭和62年10月5日	交付種別	交付期間
種別	交付年月日	交付番号	交付期間
危険物			
乙種第1類			
乙種第2類	H18_04_01	00300	東京
乙種第3類			
乙種第4類			
乙種第5類			
乙種第6類			
交付			

写真の取得は18
平成20年
4月1日まで
1804.1700.2047

消防
設備士

消防設備士免状**見本**

氏名	性別	本籍	神奈川県
生年月日	昭和62年10月5日	交付種別	交付期間
種別	交付年月日	交付番号	交付期間
危険物			
乙種第1類			
乙種第2類			
乙種第3類	H18_04_01	10400	東京
乙種第4類			
乙種第5類			
乙種第6類			
交付			

写真の取得は18
平成20年
4月1日まで
2004.1700.2047

平成18年以前の免状をお持ちの方は速やかに更新手続き行ってください。

制作: (一財)消防試験研究センター <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>



消防試験研究センターだより

Voice...

vol.359 平成29年3月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9279(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

モバイルサイト <http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>